

第1章 計画改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨

県では、1980（昭和55）年3月に「消費生活の安定と向上に関する条例」（以下「消費生活条例」という。）を制定し、2005（平成17）年12月には、消費生活条例に2004（平成16）年6月に制定された消費者基本法の基本理念である「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を明記する改定を行いました。

2007（平成19）年3月には、消費生活条例に基づき、「山口県消費者基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、また、2013（平成25）年3月には、基本計画を改定し、消費者に関する各種の施策を総合的・計画的に進めてきたところです。

2018（平成30）年3月末で基本計画の計画期間が満了したことから、消費者を取り巻く社会経済情勢の変化、これまでの取組状況などを踏まえて、県政運営の指針となる新たな総合計画の策定に合わせ、改定を行うものです。

2 計画の位置づけ

基本計画は、消費生活条例第4条の3に基づき、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針として、また、「消費者教育の推進に関する法律」（以下「消費者教育推進法」という。）第10条に定める県の消費者教育の推進に関する施策についての計画として、一体的に策定するものです。

3 計画の目的及び基本理念

【目的】消費生活条例の目的（第1条）

「県民の消費生活の安定と向上を図ること」を目的とします。

【基本理念】

「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」

基本計画に基づいて、消費者施策を推進するに当たっては、消費者基本法及び消費生活条例において定める消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本とします。

【消費者の権利】（消費者基本法第2条、消費生活条例第1条の2）

- 1 消費者の安全が確保されること
- 2 商品及び役務について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、及び不当な取引方法を強制されないこと
- 3 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること
- 4 消費者の意見が消費者施策に反映されること
- 5 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること

4 計画の期間

消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画期間は2018年度から2022年度までの5年間とします。

年 度																
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
第1次 消費者基本計画																
						第2次 消費者基本計画										
											第3次 消費者基本計画					